

協議第108号

平成16年6月23日確認

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成16年6月23日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 津地区広域行政事務組合、久居市ほか六箇町村競艇事業組合については、合併の日までに一部事務組合を解散する。</p> <p>2 津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合、津市ほか四箇町村衛生施設利用組合、中勢農業共済事務組合、久居地区広域衛生施設組合、久居地区広域消防組合、安芸美地区清掃処理施設利用組合、一志地区広域連合については、合併の日の前日をもって一部事務組合等を解散し、新市において事務を行うものとする。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐものとする。</p> <p>3 三重県自治会館組合、三重地方税管理回収機構については、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>4 三重県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。ただし、新市において当該組合に加入するか合併までに検討する。</p> <p>5 一志社会福祉施設組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合を解散する方向で調整する。また、一般職の職員の身分の取扱いについては、合併までに調整する。</p> <p>6 久居市榊原財産区、芸濃町河内財産区、芸濃町椋本財産区、一志町波瀬財産区については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 土地開発公社については、新市で土地開発公社を設立する。 久居市土地開発公社、安芸土地開発公社、一志中部土地開発公社については、合併の日までに、財産、債権、債務を津市土地開発公社または当該設立市町に引き継ぎ、解散する方向で調整する。 津市土地開発公社については、財産、債権、債務を新市土地開発公社に引き継ぐものとする。</p>
関係項目			

## 先進地事例

## 【西東京市】

- (1)一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
(2)協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

## 【さぬき市】

- (1)大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外4ヶ町県行造林組合、長尾町外2ヶ町組合、白鳥町外4ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
(2)大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。  
(3)香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。  
(4)公平委員会事務に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託に関する規約を廃する。

## 【飛騨市】

- (1)吉城広域連合、飛騨消防組合及び飛騨地域広域行政事務組合の取扱いについては、関係機関の協議を踏まえ、新市移行までに調整する。なお、住民生活に支障が生じないよう、できる限り早い時期の調整を図る。  
(2)飛騨農業共済事務組合については、4町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
(3)土地開発公社については、次のとおり調整し、新市に引き継ぐ。  
神岡町土地開発公社については、古川町土地開発公社に債権を譲渡し、債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。  
古川町土地開発公社については、神岡町土地開発公社の債権を譲受し、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。